

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

7番、阿部義正君及び9番、阿部勝浩君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にあります。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。副町長、ご登壇願います。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） それでは、私の方から行政報告をさせていただきますが、誠に申しわけございませんが、表紙の年度を23年度にご訂正をお願いします。平成23年6月10日というところであります。お願いいたします。

本日ここに、平成23年第2回大槌町議会定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降における町政の運営についてご報告申し上げます。

初めに、3月11日の地震及び津波でもたらされた災害により犠牲となられ、また被災された皆様に、心からのお悔みとお見舞いを申し上げます。

本年3月11日14時46分に三陸沖で発生したマグニチュード9.0の日本国内観測史上最大、世界的にも1900年以降第4位となる巨大地震が発生し、明治29年の明治三陸地震を上回る最大遡上高40.5メートル（岩手県宮古市）の津波を記録いたしました。これらにより、東北地方を中心に死者・行方不明者計2万人以上にのぼる甚大な被害が発生しました。当町では震度6弱の地震及び津波、またその後発生した火災により多くの方が被災され、町内で777人の方のご遺体が収容されております。そのうち537人のご遺族に引き取られ、身元不明のご遺体で役場引き取りが212人となっており、6月9日時点で安置されているご遺体は28人となっております。現在、遺体安置所は釜石市鶴住居の紀州造林1カ所となっており、遺体確認の方々の対応に努めております。また、行方不明者数は、全国の保健師による全戸訪問調査及び県警の行方不明者リストとの照合により、6月9日現在827人となっております。

今月7日、法務省が、行方不明者の死亡を市町村の判断で認定、開始できる旨を発表しており、今後、遺産相続や死亡保険金受取のための死亡届手続が増加することが予想されます。なお、上記手続に加え、6月下旬に予定している住基台帳ネットワークの復旧により、他市町村へ転出している方を確認し、選挙人名簿を確定させ、喫緊の課題として早期に選挙を実施できるよう準備を進めてまいります。

被災者の避難状況についてですが、6月8日現在34避難所に1,964人が避難しております。これら避難所に加え在宅避難者に対し、支援物資の提供を実施しております。災害救助法の期限が迫る中、食料、物資の確保が容易にできない状況において、今後、仮設住宅居住者への物資支援のあり方について検討が必要と考えております。

建物の被害状況については、全壊3,084棟、大規模半壊・半壊593棟、一部損壊68棟となっております。これら建物被害に係る罹災証明の発行状況は6月8日現在で4,388件となっており、うち被害認定再調査は28件となっております。また、地震による建物被害調査については、被害を受けた方からの申し出により37件の調査を行っております。

次に、ライフラインの復旧状況についてですが、水道については先月末で仮復旧が完了しております。下水道施設の応急復旧については、桜木町、原水、安渡地区から流入

する汚水の幹線管路及び浄化センターの応急復旧作業が6月中旬に完了し、簡易沈殿処理が可能となります。また、吉里吉里地区につきましても6月下旬に簡易沈殿処理が可能となり、衛生管理がより向上することになります。電力、ガスについては、流失等により実質復旧不可能な地域を除き、全戸復旧しているところであります。

次に、防災行政無線の状況について申し上げます。今回の震災により、町内57カ所に設置した放送設備中21カ所が全壊し、沿岸部を中心に防災行政無線が聞こえない地域が発生していましたが、緊急的に6月上旬に放送設備を7カ所に設置し対応しております。

次に、民有地がれき撤去の進捗状況について申し上げます。5月31日現在の進捗率は43.6%となっておりますが、自衛隊の撤収後につきましては増員を図り、作業終了を10月20日に見込んでいるところであります。一般廃棄物、ごみにつきましては、避難所を含め町内各地区を対象に、ごみ収集カレンダーを作成し、収集に努めております。

次に、応急仮設住宅の建設状況について申し上げます。現在の入居申込数は1,906世帯であり、建設完成戸数は943戸、建設中は960戸となっており、最終的には約2,100戸建設する予定であります。また、入居者決定抽選会は5月20日に80戸、6月5日に863戸の抽選会を実施しておりますが、今後の抽選会につきましては建設中の仮設住宅地区であっても戸数が確定しているところについては随時実施し、被災者が一日も早く入居できるよう努める所存であります。仮設住宅に移動されてから危惧される事項としまして、高齢者の方々の体調変化、孤独死、自殺予防など種々の課題が挙げられます。そうしたことから、現在、仮設住宅の一角にグループホーム型10人入居可能仮設住宅を3カ所に4棟、デイサービスのできる集会所を2カ所に設置する予定としております。今後は介護予防、地域での見守り活動などを通じた高齢者対策を図る必要があると考えております。

次に、住民票発行の窓口業務についてですが、住民票については、今回の震災で犠牲になった方々の事務処理も完了し発行業務を行っているほか、除籍になった方の戸籍の謄本・抄本の発行を開始しております。

次に、被災者生活支援関係について申し上げます。被災者生活再建支援金及び災害義援金の申請受付を先月9日から開始し、今月1日現在での申請件数は災害義援金が2,714件、被災者生活再建支援金は2,781件となっております。また、災害障害見舞金に

つきましては、現在までに数件の相談はあったものの決定には至っておりませんが、災害援護資金の決定は2件となっております。

当町に寄せられた義援金の状況につきましては、先月25日現在で665件、1億5,500万円余りとなっております。

次に、介護保険について申し上げます。介護保険の被保険者に対する保険料の減免関係、保険料変更関係、利用者負担関係につきましては平成24年2月29日まで、食費、居住費関係につきましては平成23年8月31日までの期間の予定となっております。免除対象となる被保険者の方々へは免除証明書の交付申請をしていただくこととなります。

次に、障害関係について申し上げます。被災に伴う障害関係書類の滅失及びシステムダウンにより障害福祉事務がとれなくなったことを受け、県により障害者相談支援センターが4月から5月まで設置され、県職員を初め内陸部の市町村職員、相談支援専門員が派遣されて、各避難所や在宅避難者、各施設等を訪問しながら障害者の安否確認や各手帳の再交付、相談等を対応をしていただいたところであります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。罹災した私立大槌保育園と私立吉里吉里保育園につきましては、園等のご努力やユニセフ等のご支援により4月から6月にかけて仮園舎での再開が図られているところであります。また、町立安渡保育所につきましては安渡小学校での仮設運営にこぎつけ、被災前の私立4園、町立2所での運営体制となっているところであります。また、子ども手当の6月支払いにつきましては、本来の10日での支給を目指しておりましたが、被災の影響によるシステムダウンなどにより受給者等の整理に時間がかかる事態となったことから、今月30日に支払可能対象者に対して支給する予定で鋭意取り組んでいるところであり、それ以降につきましても支払可能対象者の整理がつき次第、順次随時払での対応を検討しているところであります。

次に、医療関係について申し上げます。被災直後から県内外の医療チーム、保健師チームの派遣や心のケアチームの活動により各避難所を拠点に医療活動が展開され、巡回による診療も行ってまいりました。また、県立大槌病院仮設診療所の開設を初め町内開業医による仮設診療所や大槌歯科診療所による歯科診療所も開始され、町内薬局も開局されております。

次に、農政全般について、今回の震災による被害状況及び対応を含め報告いたします。

初めに、農地関係では、吉里吉里、浪板、沢山、原水、栄町、かみちょう地区の農地が津波により被害を受けています。津波の被害を受けていない地区の農地については、

地震による地割れが一部あったものの、営農に支障がない程度にとどまっています。被害を受けた農地については、がれきや堆積した土砂の撤去のみならず表土の流出や塩害除去等もあり、ことしの営農再開については厳しい状況にあります。現在、県営災害復旧事業の実施に当たり当町も施行要請をしているところであり、来年からの営農再開に向けて取り組んでいるところであります。

林業関係は、震災によって発生した林野火災によって城山地区146ヘクタール、ごびょう地区155ヘクタールの計301ヘクタールが被害を受けております。現地調査の結果では、炎が地をほうのように広がり、根元周りが焼けこげた被害木が多いことから、枯死しない被害木も相当あると予想されます。このことから、被害木の枯死が判明する初夏にかけて観察を継続する必要があるとあり、山火事連絡会議を管内関係機関で組織し、今後の対策に向けて取り組んでいるところであります。

林道被害については、五本松峠線ほか5路線が被害を受けており、中でも五本松峠線においてはのり面崩壊や路盤亀裂により現在通行不可の状況にあり、災害復旧を要望しているところであります。

畜産関係では、浪板地区の牛舎1棟の被害があったものの、肥育牛の被害はありませんでした。なお、大槌町畜産振興公社が行っている新山牧場さいそう放牧事業については、通常どおり事業開始しているところであります。

次に、水産関係の震災による被害状況及び対応状況について報告します。大槌町漁業協同組合調査の水産被害額（平成23年4月28日現在の調査確定）は、定置網や漁船など全体で68億6,700万円となっております。

次に、商業、工業関係被害額（平成23年5月13日現在の調査）については、商業施設や工場の建物、設備など全体で86億5,500万円余となっております。観光施設被害額（平成23年5月末現在調査）の総額は16億8,400万円余となっており、うち自然公園内の公共施設被災箇所4カ所、民営施設被災箇所1カ所、うち観光施設、公共施設被災箇所9カ所、観光施設民営施設被災箇所11件となっております。被災した観光施設等は、大半の建物が津波によって流失や全半壊していることから、今期の観光客を受け入れられる状況とは考えにくく、さらに震災前のように再整備するには今後策定される震災復興計画と整合性を図りながら計画する必要があると考えております。

次に、津波により被災した水産加工場の冷蔵庫内の水産物処理についてであります。津波被害及びそれに伴い発生した長期の停電により、冷蔵庫内の水産加工品と原料等が

腐敗し、庫内からの残渣の液体の流出や悪臭の発生により、残渣の埋却作業を早急に進めております。残渣の搬出業務については大槌町漁業協同組合に委託しており、残渣の埋却先は新山旧最終処分場となっております。残渣の全数量は町内5事業所の水産加工場等で保管していた約2,500トンであり、搬出及び埋却完了までの期間は7月中旬を予定しております。

次に、当町の緊急雇用の状況であります。この事業は平成20年度より継続実施している国の緊急雇用対策による基金事業で、平成23年当初の雇用を見込んでいた人数は約30名でありましたが、平成23年3月11日の震災を受け、国の増額分について4月5日より従来の重点分野雇用創出事業の業種が緩和されて、従来の介護、環境、福祉、産業などの分野でのほか震災によって生じる業種について再雇用する場合も重点分野で基金が使えるような対応となりました。現在81人を雇用しており、今後の雇用分を含め最終的には450人を雇用する予定としております。

次に、高清水地区町道小鍬線のがけ崩れの応急作業状況について申し上げます。現在実施している応急作業は、土砂崩れ防止策と地域住民が有事の際避難できる通路の確保であります。また、桜木町地区住民が有事の際避難できる通路として、小鍬方面に通じる河川堤防の路面整備を釜石振興局土木部に要請しているところであり、今後とも町民の安全に配慮してまいります。

次に、このたびの震災における学校教育の対応について申し上げます。今回の震災では、まことに残念ながら小学生3名、中学生2名が津波の犠牲となり、これから先に手にするはずの夢や希望が断たれたことに、なぐさめの言葉もない次第であります。学校施設につきましては大槌小学校を初め町内小中学校5校が被災し、学校教育の再開が危ぶまれましたが、大槌高等学校を初め各小中学校長並びに教職員の献身的な努力と関係団体各位のご支援、ご尽力により、去る4月20日には町内全小中学校の始業式がとり行われ、また4月25日には入学式が挙行され、新年度学校再開を果たすことができました。現在、吉里吉里地区の小中学校を初め大槌高等学校や山田町の陸中海岸青少年の家の教室、施設等を借用して分散授業を行っておりますが、子供たちは元気にそれぞれの学校、施設に通学し、勉強やスポーツなどに励んでおります。この分散授業を通じての他校との交流はさまざまな教育効果も生み、新しい教育のあり方に示唆を与えているところでもあります。今後、こうした情操的な教育を多方面に取り入れつつ、やはり恵まれた教育環境とは言い難い状況をなるべく早く解消すべく、被災した小中学校5校の仮設校舎

等を設置し、子供たちや先生方が安心安全に授業が受けられ指導することができるよう、その環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、生涯教育について申し上げます。このたびの震災において生涯教育を実践するための各施設等が被災し、その復旧・復興のめどが立たない中で、各種関連事業を展開することが困難であることは申すまでもありません。今後は継続して社会教育施設や文化財の被害状況等の調査を推し進めながら、特に図書館及び文化事業等につきましては、各方面の団体・関係者に協力を願いながら、一つでも多くの事業を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の被災に対し町内外から、町の復興に役立てていただきたいということで寄附金が寄せられております。現在収入済みのもので4,000万円ほど、今後収入予定のものも含めると1億円を超える状況となっております。この寄附金についてはふるさとづくり基金に積み立て、今後の復興計画の財源とするものであります。

次に、今後の復興計画について申し上げます。復興に向けた大槌町震災計画基本方針につきましては、昨日開催しました大槌町震災計画準備委員会により審議いたしました。基本方針に示された1、多重化した防災機能を持つ災害に強いまちづくり、2、被災した町民生活の再建、3、地域経済の振興、4、町民による町民のためのまちづくりの四つの柱に基づき、大槌町震災復興構想及び大槌町震災復興計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、第8次大槌町町政発展計画後期基本計画について申し上げます。3月中に印刷し製本すべく進めておりましたが、震災による津波被害で町の機能、都市インフラ、各施設等々が激変し、計画内容の修正・見直しが必要な状況となっております。実施計画、過疎計画及び辺地計画についても同様ですが、今後災害復旧や復興計画との調整を図りながら見直してまいりたいと考えております。

最後に、予算編成について申し上げます。平成23年度当初予算については、町長の改選期であったことから経常的経費を中心とした骨格予算となっており、本来なら6月補正予算に公式経費を計上し、肉付け後の年間予算となるところでありますが、町長選挙もいまだ実施できない状況にあり、投資的政策的経費については9月補正以降に計上することになるものと考えております。

以上、本定例会における行政報告を申し述べましたが、本定例会では人事案件を初め条例改正や補正予算案等のご審議をお願い申し上げるものであります。何とぞよろしく

ご審議をいただきましてご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の行政報告といたします。

○議長（阿部六平君） これで行政報告は終わりました。

○

- 日程第 4 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 2 号 事故繰越し計算書について
- 日程第 6 議案第 34 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第 7 議案第 35 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 36 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 37 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数
の減少の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 38 号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の
減少の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 11 議案第 39 号 岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体
の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を
求めることについて
- 日程第 12 議案第 40 号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定める
ことについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第1号から日程第12、議案題40号まで9件を一括
議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議
案第34号については副町長から、それ以外については総務課長から説明を求めます。副
町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） それでは、議案が前後いたしますが、人事案
件でございます。私の方から提案申し上げたいと思います。

大槌町固定資産評価審査委員会委員、これまでさとだてさんをお願いしておりました
が、ご辞退のご意向が強く、新たに、住所は大槌町吉里吉里3丁目2番4号、藤本俊明
さんを新たに固定資産評価審査委員会の委員として任命いたしたくご提案するものでご
ざいます。経歴等はレジュメにございますが、ご案内のとおり議会事務局長の後、税務

会計課長として固定資産税にも明るい部分がございます。最適任者と考えてご提案するものです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 平成23年6月定例会に関する議決事件について、臨時案件以外を一括で提案理由を申し上げます。

本定例会には報告2件、議案6件の計8件を提案します。

報告第1号の一般会計の繰越明許費計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。翌年度繰越額は、2億8,660万5,000円です。繰越事業件数は、6件です。東日本大震災、津波による被害に対応するための繰越事業で、主な事業は道路啓開事業1億3,700万円、仮設住宅用地造成事業1億3,000万円、町裏幹線道路改良事業1,140万円余りとなっております。

報告第2号の事故繰越し計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。翌年度繰越額は、5億7,997万4,000円です。繰越事業件数は、10件です。東日本大震災、津波の影響で関係書類の流失及び受注業者の被災などにより年度内に事業が完了できなかった事故繰越し事業で、主な事業は地域情報通信基盤整備推進事業5億1,364万円、パッカー車購入事業2,646万円余り、小鎚線道路改良事業1,200万円となっております。

議案第35号の大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、東日本大震災に関する特例を定める平成23年度地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い改正するものです。適用年月日は公布の日からとし、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例については、平成24年1月1日とするものです。

議案第36号の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、津波被害に係るがれきの中間処理及び最終処分業務のため、沢山地区に集積場を整備するための工事についてであります。契約方法は随意契約、契約金額が5億7,750万円、契約相手は松村建設株式会社とするものです。

議案第37号の岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、地方自治法第290条の規定により、平成23年9月26

日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることに関して議決を求めるものです。

議案第38号の岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、地方自治法第290条の規定により、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させることに関して議決を求めるものです。

議案第39号の岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、地方自治法第291条の11の規定により、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県後期高齢者医療広域連合から脱退させることに関して議決を求めるものです。このことに伴い関係市町村の長及び議会の議員のうちから一人を選出している広域連合議会の議員の定数を34人から33人に改めるなど所要の改正を行うもので、適用年月日は知事の許可日とし、広域連合の議会の組織の改正規定は平成23年9月26日とするものです。

議案第40号の平成23年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、地方自治法第218条第1項の規定により、人事異動及び退職による人件費の調整、災害弔慰金及び町内のがれきの中間・最終処分業務委託料等により、歳入歳出予算に60億1,815万7,000円を追加し、歳入歳出総額を173億2,914万4,000円とするものです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

6月14日は、午前10時に再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前10時38分